

令和 7 年度上越市観光総合パンフレット掲載広告募集要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、上越市有料広告掲載に関する要綱（平成 24 年 1 月 13 日改正。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、令和 7 年度の上越市観光総合パンフレット掲載広告の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載媒体等)

第 2 条 広告を掲載する媒体、最低販売価格、作製部数、広告の掲載期間、広告掲載枠の規格、募集広告枠数、納入形式及び広告の掲載方法は、次の表に定めるとおりとする。

広告を掲載する媒体	上越市観光総合パンフレット「上越物語」
最低販売価格	1 枠につき 10,000 円
作製部数	35,000 部
広告の掲載期間	令和 7 年 8 月中旬からおおむね 1 年間 ただし、令和 7 年度広告掲載パンフレットの使用を開始し、おおむね 1 年間を経過した後も広告掲載パンフレットがすべて使用されずに残った場合、市は、その在庫の広告掲載パンフレットを引き続き使用できるものとする。
広告掲載枠（以下「広告枠」という。）の規格	大 き さ：天地 3.9 センチメートル、左右 9.8 センチメートル 印 刷 色：4 色カラー
募集広告枠数	2 枠
納入形式	・ 広告原稿はイラストレーターデータ及び PDF データでの納入とする。 ・ フォントはすべてアウトライン化する。 ・ 画像がある場合は埋め込むか原稿データとともに納入する。
広告の掲載方法	見積額の高い順から広告枠を売買する。

(募集期間)

第 3 条 募集期間は、令和 7 年 6 月 26 日(木)から令和 7 年 7 月 14 日(月) までとする。

(広告枠購入資格審査等)

第 4 条 広告枠を購入し、媒体に広告を掲載しようとする人及び団体は、要項及び上越市有料広告掲載に関する要綱第 4 条のほかに、次の各号を満たす者とする。

(1) 広告枠を購入し、媒体に広告を掲載しようとする人及び団体は、要綱及び上越市有料広告掲載に関する要綱第 4 条及び第 5 条に係る判断基準等を確認の上、上越市観光パンフレット広告掲載枠購入資格審査申込書（第 1 号様式）に掲載しようとする広告の版下を添えて、

市長に申し込まなければならない。

(2) 前号の観光総合パンフレット広告掲載枠購入資格審査申込書（第 1 号様式）等の提出先は、魅力創造課とする。

(3) 市長は、第 1 号の申込書の提出があったときは、要綱第 7 条の規定による審査を経て広告枠の購入資格の有無を確認し上越市観光総合パンフレット広告掲載枠購入資格通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（広告枠の購入者の決定等）

第 5 条 市長は、前条第 3 号の規定により広告枠の購入資格を認定した人及び団体（以下「資格者」という。）のうちから、上越市財務規則（昭和 46 年上越市規則第 35 号。以下「規則」という。）に規定する随意契約の方法により広告枠の購入者（以下「購入者」という。）を決定するものとする。

（契約の締結等）

第 6 条 市長は、前条の規定により決定した購入者と広告枠の売買契約を締結するものとする。

2 購入者は、前項の売買契約締結後、市長が指定する日までに掲載する広告の完全な原稿データを提出し、広告枠の購入代金を納付しなければならない。この場合において、原稿データの作成に要する経費は、購入者の負担とする。